

福山ブランド認定品・登録活動発信業務に関する
プロポーザル実施要領

2019年（令和元年）8月16日

福山市市長公室情報発信課

目次

1	業務の目的	1
2	事業概要	1
	(1) 業務名	
	(2) 業務場所	
	(3) 業務内容	
3	委託費	2
4	選定方式及び契約方法	2
5	参加資格	2
6	参加申込の手続等	2
	1 担当部局	
	2 選考スケジュール	
	3 実施要領等の配布期間及び配布場所	
	4 質問書の受付及び回答の公表	
7	参加申込書の作成等	4
	1 受付期間	
	2 提出場所	
	3 提出方法	
	4 提出書類及び部数	
8	プロポーザル参加資格の確認	4
9	企画提案書の作成等	4
	1 受付期間	
	2 提出場所	
	3 提出方法	
	4 提出書類及び部数	
10	企画提案書の評価及び評価基準	5
	1 一次審査及び審査結果の通知	
	2 二次審査及び審査結果の通知	
	3 評価結果の公表	
11	契約の締結	6
12	失格条件	6
13	その他の留意事項	6

福山ブランド認定品・登録活動発信業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市では、魅力あふれる都市のイメージの確立を目的に、2014年（平成26年）3月に「福山市都市ブランド戦略」を策定し、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」「認定」「発信」の5つの柱に基づき事業を進めている。

戦略においては、福山ブランド認定品・登録活動を効果的に市内外に発信し、「福山ブランド」の首都圏認知度を向上させるとともに、認定品の販路拡大及び登録活動の広がりを生み、本市の都市イメージの向上に繋げることを目的としている。

本業務は、情報拡散力のある首都圏在住のF1層（20歳～34歳の女性）（以下「首都圏のF1層」という。）をコアターゲットとした情報発信を行い、SNS等による全国への情報拡散がされ、福山ブランド及び福山ブランド認定品・登録活動の認知度の向上を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

福山ブランド認定品・登録活動発信業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容

福山市のことを知らない首都圏のF1層をコアターゲットとした「福山ブランド」のプロモーション企画及びその実施

コアターゲットは、首都圏のF1層とし、女性目線を意識した見せ方でプロモーション企画を立案すること。WEB（福山ブランドサイト（<http://www.fukuyama-brand.jp>））、ポスター及びリーフレットについては、既に制作予定のためこれらの媒体以外の提案・制作を行うこと。

ア 「福山ブランド」を紹介するコンテンツの制作

イ メディアを活用した「福山ブランド」のプロモーション

ウ 認定・登録団体との連絡調整

※ 物販イベントへの出展によるものではなく、制作したコンテンツがSNS等により首都圏のF1層10万人以上に拡散されるなど、拡散効果が期待されるプロモーション方法であること。

※ インスタグラムなどのSNS上に「#福山ブランド」が付く投稿が新規にアップされるなど、ウェブ上に情報資産として残る方法であること。

※ 福山ブランド認定品・登録活動を観光資源などの他の素材やF1層が興味関心を持

つキーワードと絡めながら紹介することで、単に商品の PR となるのではなく、福山ブランドが福山市の魅力として認知され、福山市の都市ブランドの向上に資すること。

- ※ 作成したコンテンツは発注者による二次利用が可能であること。
- ※ 第 2 回から第 5 回福山ブランド認定品・登録活動については、福山ブランドサイトを参照のこと。PR は全ての認定品・登録活動についてではなく、媒体及びターゲットに適したものを選択してよいこととする。
- ※ その他別紙「福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託 仕様書」のとおり

3 委託費

委託費の上限は、3,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から広く提案を募集し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号（本庁舎 4 階）

福山市市長公室情報発信課

電話：084-928-1135（直通）

FAX：084-931-2056

E-mail：brand@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2019年（令和元年）8月16日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から2019年（令和元年）8月30日（金）まで
質問書受付期間	公告の日から2019年（令和元年）8月27日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2019年（令和元年）8月28日（水） 回答は、適宜福山市ホームページ (http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ) に掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から2019年（令和元年）8月30日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2019年（令和元年）9月2日（月）
企画提案書の受付期間	2019年（令和元年）9月3日（火）から同月12日（木）午後5時まで
一次審査	2019年（令和元年）9月13日（金）
一次審査の結果通知	2019年（令和元年）9月17日（火）
二次審査の実施	2019年（令和元年）9月20日（金）
二次審査の結果通知	2019年（令和元年）9月24日（火）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から同年8月30日（金）まで（市の休日を除く。）まで

イ 配付場所

（1）に同じ。

福山市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書提出期間

公告の日から同年8月27日（火）（市の休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を情報発信課宛に電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※メール送信の際は、件名に「福山ブランド認定品・登録活動発信業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から同年 8 月 30 日（金）（市の休日を除く。）午後 5 時まで（郵送の場合は 8 月 30 日午後 5 時必着）

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、市の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のアからオまでの書類を作成し、各 1 部を提出すること。

（エの a, b 及び c については、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託プロポーザル参加申込書（様式 1）

イ 実績報告書（様式 2）

ウ 業務実施体制（様式 3）

エ 法人等に関する書類

a 登記簿謄本（写しでも可）

b 市税の完納証明書（写しでも可）（本市に納税義務のない者を除く。）

c 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの〔写しでも可〕）

d 印鑑証明書（原本）

e 委任状（様式 4）（権限を支社長等に委任する場合に限る。）

オ 誓約書（様式 5）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2019 年（令和元年）9 月 2 日（月）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。参加申込書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2019 年（令和元年）9 月 3 日（火）から同月 12 日（木）（市の休日を除く。）午後 5

時まで（郵送の場合は9月12日午後5時必着）

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式6） 1部

イ 企画提案書（本文） 7部

様式7及び別添「業務委託仕様書」を参考に提案すること。

ウ 見積書 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書と次の要領により実施するプレゼンテーションをもとに福山ブランド認定品・登録活動発信業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

企画提案書の提出者が5者を超える場合は、一次審査を行い、プレゼンテーション参加者を3者程度に絞り込むものとする。

(1) 一次審査（5者を超える場合）

ア 実施日：2019年（令和元年）9月13日（金）

イ 実施方法

別表の評価項目及び評価内容（プレゼンテーションに係る項目を除く）に基づき、書面審査を実施し、3者程度を選定する。

ただし、評価の合計点が同点になった者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 一次審査結果の通知

2019年（令和元年）9月17日（火）までに、郵送等により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日：2019年（令和元年）9月20日（金）

イ 開催場所：後日通知

ウ 実施方法

別表の評価項目及び評価内容に基づき、プレゼンテーション審査を実施し、選定する。

企画提案の所要時間はプレゼンテーション15分程度、審査委員からの質疑10分程度とする。

※各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

※プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

※指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

エ 二次審査結果の通知

2019年（令和元年）9月24日（火）までに、プレゼンテーション参加者全員に選定結果を郵送等により通知することとする。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

オ 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表する。

カ 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。

- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。